

「定額給付金」の申請書は届きましたか

平成21年2月1日(基準日)現在で、下野市に住民登録のある世帯主の方と外国人登録のある外国人の方に、定額給付金の申請書を郵送しました。

「定額給付金」の申請書が届いていない場合は・・・

- ご家族の方が、すでに受け取っているかもしれません。
⇒ご家族によく確認してください。
- 転居などをされて、市に異動届を出していますか。
⇒市民課窓口届けをしてください。
- 外国人の方は、在留期間が有効ですか。
⇒基準日現在で在留資格を有していない(在留期間を経過している)方には、申請書を送付していません。
在留期間の更新等の許可を受けた後に、市民課窓口届けをしてください。
などの原因が考えられます。

まだ、届いていない場合は、以下までお問い合わせください。

★★★「定額給付金」の給付をよそおった振り込め詐欺等にご注意ください★★★

問い合わせ先 総合政策室 ☎40-5550

各種手当等の申請の手続きはお済みですか？

これらの手当等の申請は、いつでも受付けています。しかし、申請をせずに手当を受けていない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。下の表をご覧ください。該当する項目がある方はお問い合わせの上、申請手続きをしてください。(凡例：有... 無...x)

手当等の名称	受給資格者等	手当額等(平成21年4月現在)	所得制限	入院時食事療養費	問合せ先
児童手当	満12歳到達後最初の3月31日(小学校6学年)までの児童を養育している方	3歳誕生月まで 一律10,000円 3歳誕生月の翌月から 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円(月額)			児童福祉課 TEL 52-1114
	児童手当は、6月から翌年5月までを1年間として認定しています。そのため、毎年5月申請(6月から支給開始)から判定する所得年度が変わりますので所得制限により児童手当の支給対象にならなかった方も、その後の所得額や扶養人数の変動などにより該当する場合がありますので、5月に新たに認定請求をしてください。 なお、現在受給中の方には、6月に現況届を郵送しますので、必要書類を添付のうえ、提出してください。				
こども医療費助成	満15歳到達後最初の3月31日(中学校3年生)までの児童を養育している方	各医療機関で支払った保険診療分の医療費から、高額療養費や附加給付金を控除した額を申請により助成します。	x		社会福祉課 TEL 52-1112
妊産婦医療費助成	母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)の翌月末までの妊産婦	薬局で支払った保険診療分も対象になります。(平成21年3月診療分までの3歳以上の方は、調剤以外の自己負担金(上限500円/月)を助成金から控除します。)	x	x	
ひとり親家庭医療費助成	満18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の親と子(毎年8月更新有)	ひとり親家庭医療費助成及び重度心身障害者医療費助成においても、3歳未満の方は、栃木県内の医療機関の窓口で保険診療分の医療費が無料になるこども医療費助成が利用できます。		x	
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳、診断書で1・2級、療育手帳、診断書でA1・A2、身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下等の障害を有する方		x	x	